

平成 19 年 3 月 30 日

各 位

東京都千代田区麹町三丁目 3 番地 4
株式会社ネクストジェン
代表取締役社長 大西 新二
(コード番号: 3842 大証ヘラクレス)
問い合わせ先 取締役執行役員
管理部門長 柏木 宏之
電話番号 TEL 03-3234-6855 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 19 年 3 月 30 日開催の第 6 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について決議されましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律 87 号)および「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。

- (1) 電気通信事業法の改正により、1 種、2 種の区分が無くなったことに対応し事業の目的の一部を変更するものであります。(変更案第 2 条)
- (2) 今後の機動的な資本政策を可能とするため、発行可能株式総数を 20,000 株から 60,000 株に引き上げるものであります。(変更案第 6 条)
- (3) 株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう対応し、充実した情報開示とコスト削減等に資するため、規程を新設するものであります。(変更案第 16 条)
- (4) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため取締役および監査役の責任免除の規程を新設するものであります。(変更案第 28 条第 1 項、第 33 条第 1 項)
なお、28 条については各監査役の同意を得ております。
- (5) 広く人材の登用を可能にするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することができるように規程を新設するものであります。(変更案第 28 条第 2 項、第 33 条第 2 項)

- (6) 会計監査人設置会社への移行に伴い、会計監査人の章を新設するものであります。
(変更案第 6 章、第 34 ~ 37 条)
- (7) 整備法により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきまして、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を合わせて行うものであります。
(変更案第 4 条、第 8 条)
- (8) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な定めを加除、修正及び移設などを行うとともに、この機会に定款の定めの見直しを行い、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2 . 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以上

(別紙)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、株式会社 ネクストジェン と称し、 英文では、Nextgen, Inc. と表記する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 第2種電気通信事業 2. 通信技術に関するコンサルティング業務 3. 通信ネットワークシステム及びアプリケーションに関する企画、開発、保守、 賃貸、販売及び輸出入 4. コンピューターシステム及びソフトウェア の企画、開発、制作、販売及び輸出入 5. 通信機器の輸出入、販売、レンタル、リース 業務 6. 前三号に関するコンサルティング業務 7. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を 東京都千代田区 に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は、電子公告にて行う。ただし、 事故その他やむを得ない事由により、電子公告 をすることができないときは、日本経済新聞に 掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条 (発行する株式の総数) 当社が発行する株式の総数は、<u>20,000</u> 株とする。</p> <p>第6条 (株券の発行) 当社は、株式にかかる株券を発行する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電気通信事業 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. 前3号に関するコンサルティング業務 7. (現行どおり)</p> <p>第3条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の 機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) (現行どおり)</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000</u>株 とする。</p> <p>第7条 (株券の発行) (現行どおり)</p>

<p><u>第7条（名義書換代理人）</u> <u>当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置くことができる。</u> <u>2．名義書換代理人およびその事務取扱場所を置く場合は、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>3．当社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、株券喪失登録の手續、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第8条（株式取扱規則）</u> <u>当社の株式の名義書換、その他株式に関する手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第9条（基準日）</u> <u>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u> <u>2．本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p><u>第10条（端株主の権利）</u> <u>端株主は、利益配当金および中間配当を受ける権利、株式転換請求権、ならびに新株、新株予約権、新株予約権付社債を引き受ける権利を有する。</u></p>	<p><u>第8条（株主名簿管理人）</u> <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>3．当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第9条（株式取扱規則）</u> <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第9条（基準日）</u> <u>第1項（第11条へ移設）</u></p> <p><u>第2項（削除）</u></p> <p><u>第10条（端株主の権利）</u> <u>（削除）</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第11条（招集）</u> <u>定時株主総会は営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</u> <u>2．株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地もしくは東京都においてこれを招集する。</u> <u>3．株主総会は、法令に別段の定めある場合を除いて、取締役会の決議に基づき、社長が招集する。社長に事故ある時は、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第10条（株主総会の招集）</u> <u>当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u> <u>第2項（削除）</u> <u>第3項（削除）</u></p>

<p style="text-align: center;">(移 設)</p> <p>第12条 (議長) 株主総会の議長は、社長がこれにあたり、<u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決めた順位により、他の取締役がこれに代わる。</u> 第2項</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第13条 (議決権の代理行使) 株主は、他の株主を代理人として、株主総会において議決権を行使することができる。<u>この場合は、代理権を証する書面を提出しなければならない。</u> 第2項</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第14条 (決議の方法) 株主総会の決議は、<u>法律の定める場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</u> 第2項</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第15条 (議事録) 株主総会の議長は、<u>議事録を作成し、これに、株主総会の議事の経過の要領と決議の結果を記載し、議長および出席取締役が署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 (取締役の員数) 当社の取締役は7名以内とする。</p>	<p>第11条 (定時株主総会の基準日) <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>第12条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第13条 (議決権の代理行使) 株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第14条 (決議の方法) 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第15条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、<u>これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (員数) (現行どおり)</p>
---	--

<p><u>第17条（取締役の選任）</u> （新設） 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p><u>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p><u>第18条（取締役の任期）</u> 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>第19条（社長および執行役員）</u> （新設）</p> <p><u>取締役会の決議をもって、取締役の中から社長を1名選任する。社長は会社の内外の業務を執行し、当会社を代表する。</u> <u>2. 当会社は、取締役会の決議により、若干名の執行役員を置くことができる。</u></p> <p><u>第20条（取締役会）</u> 取締役会は、法律または定款に定めるもののほか、会社の業務の執行を決定し、執行役員による業務の執行を監督する。 <u>2. 取締役会の決議によって、重要でない業務執行の決定を、社長に一任できる。</u></p> <p><u>3. 取締役会は、社長が招集して、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決めた順位により、他の取締役がこれに代わる。</u> <u>4. 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u> <u>5. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の同意によって成立する。</u> <u>6. 取締役会の議長は、議事録を作成し、これに議事の経過の要領と結果を記載し、議長と出席した取締役が署名する。</u></p>	<p><u>第18条（選任方法）</u> <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p><u>第19条（任期）</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第20条（代表取締役および役付取締役）</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> <u>3. 当会社は、取締役会の決議によって、若干名の執行役員を置くことができる。</u></p> <p><u>第21条（取締役会の招集権者および議長）</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 <u>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第4項 （第22条へ移設）</p> <p>第5項 （第23条へ移設）</p> <p>第6項 （第24条へ移設）</p>
--	--

<p>(移 設)</p>	<p><u>第 22 条 (取締役会の招集通知)</u> <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 . 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第 1 項 (第20条第 5 項から移設)</p>	<p><u>第23条 (取締役会の決議方法)</u> <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 2 項 (新 設)</p>	<p><u>2 . 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第 1 項 (第20条第 6 項から移設)</p>	<p><u>第 24 条 (取締役会の議事録)</u> <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 25 条 (取締役会規則)</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p><u>第21条 (取締役の報酬および退職慰労金)</u> <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p><u>第 26 条 (報酬等)</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第22条 (相談役および顧問) 取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。</p>	<p>第27条 (相談役および顧問) (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第28条 (取締役の責任免除)</u> <u>当社は、取締役 (取締役であったものを含む。)の会社法第423条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2 . 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

第5章 監査役

第23条（監査役の員数）
当会社の監査役は、4名以内とする。

第24条（監査役の選任）
（新設）
監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもってする。

第25条（監査役の任期）
監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第26条（監査役の報酬および退職慰労金）
監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

（新設）

（新設）

（新設）

第29条（員数）
（現行どおり）

第30条（選任方法）
監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（任期）
監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（報酬等）
監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第33条（監査役の責任免除）
当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第34条（選任方法）
会計監査人は、株主総会において選任する。

第35条（任期）
会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第27条(営業年度) 当社の営業年度は、毎年1月1日より12月31日までの年1期とする。</p> <p>第28条(利益配当) 毎営業年度の利益配当金は、決算期現在の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。 2.利益配当金は、当社がその支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(第28条第項から移設)</p>	<p>第36条(報酬等) 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。</p> <p>第37条(会計監査人の責任免除) 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第38条(事業年度) 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>第39条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>第2項 (第41条へ移設)</p> <p>第40条(中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第41条(配当金の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
---	---

以上